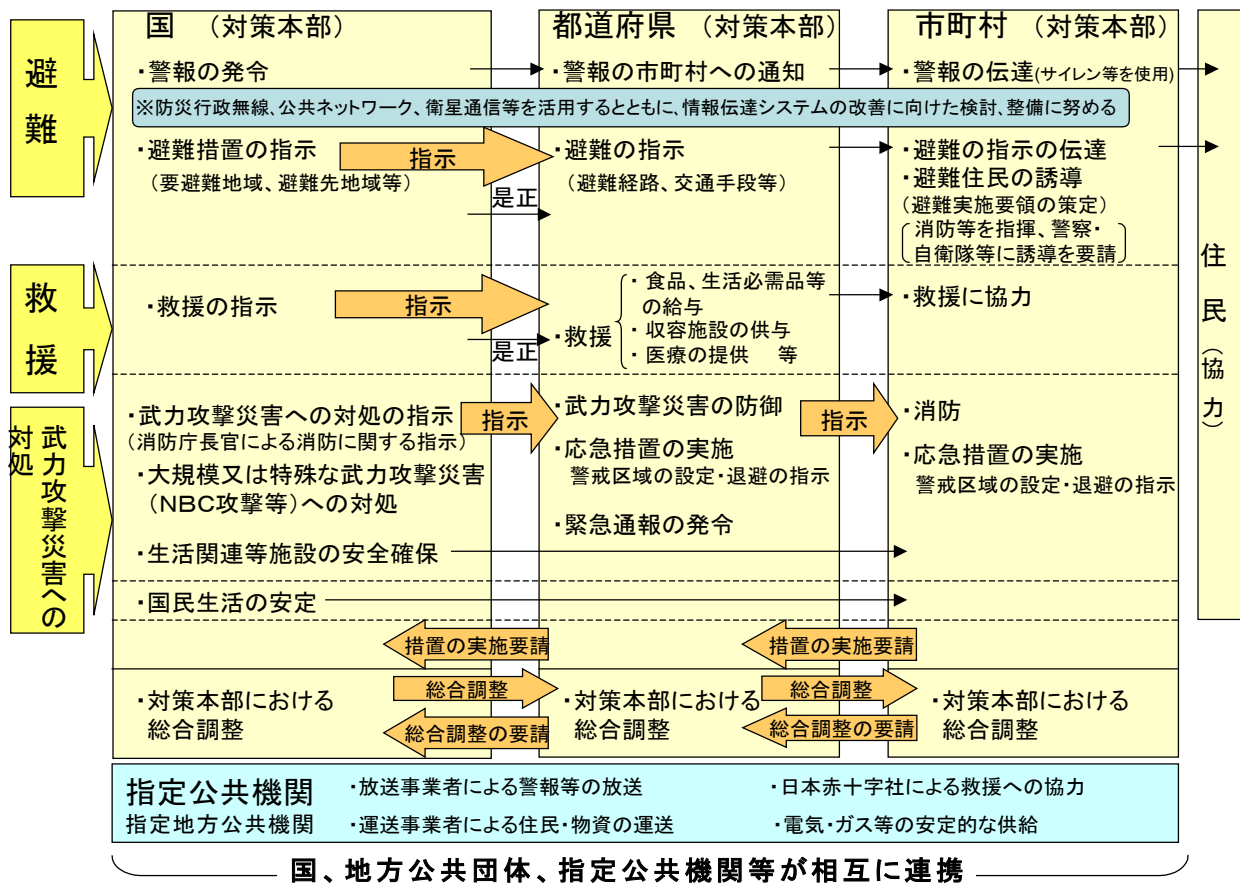


## 第4章 関係機関の事務又は業務の大綱等

町は、国民保護措置の実施に当たり関係機関との円滑な連携を確保できるよう、国民保護法における町の役割を確認するとともに、関係機関の連絡窓口をあらかじめ把握しておく。

### 国民の保護に関する措置の仕組み



#### ○ 町の事務

機関の名称	事務又は業務の大綱
清里町	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 国民保護計画の作成</li> <li>2 国民保護協議会の設置、運営</li> <li>3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営</li> <li>4 組織の整備、訓練</li> <li>5 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施</li> <li>6 救援の実施、安否情報の収集及び提供、外国人安否情報の収集の協力その他の避難住民等の救援に関する措置の実施</li> </ol>

	<p>7 退避の指示、警戒区域の設定、廃棄物の処理、被災情報の収集及び報告その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施</p> <p>8 水の安定的な供給、生活関連物資等の価格の安定、管理施設の応急の復旧その他の国民生活の安定に関する措置の実施</p> <p>9 国民保護措置に必要な物資及び資材の備蓄</p> <p>10 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施</p>
--	---

○道の事務

機関の名称	事務又は業務の大綱
北海道	<p>1 道国民保護計画の作成</p> <p>2 道国民保護協議会の設置、運営</p> <p>3 道国民保護対策本部及び道緊急対処事態対策本部の設置、運営</p> <p>4 組織の整備、訓練</p> <p>5 警報の通知</p> <p>6 住民等に対する避難の指示又は解除、避難住民等の誘導に関する措置、都道府県の区域を越える住民の避難に関する措置その他の住民の避難に関する措置の実施</p> <p>7 救援の実施、救護物資の売渡し要請等救護物資の確保に関する措置、安否情報の収集及び提供、外国人安否情報の収集の協力その他の避難住民等の救援に関する措置の実施</p> <p>8 武力攻撃災害の防除及び軽減、緊急通報の発令、退避の指示、武力攻撃原子力災害への対処、生活関連等施設の安全確保、警戒区域の設定、保健衛生の確保、被災情報の収集及び報告その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施</p> <p>9 生活関連物資等の価格の安定、管理施設の応急の復旧その他国民生活の安定に関する措置の実施</p> <p>10 交通規制の実施</p> <p>11 国民保護措置に必要な物資及び資材の備蓄</p> <p>12 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施</p>

○「指定地方行政機関」の事務

機関の名称	事務又は業務の大綱
共通事項	<p>1 組織の整備、訓練、啓発</p> <p>2 生活関連等施設の安全の確保に関する措置の実施</p> <p>3 被災情報の収集及び報告</p> <p>4 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施</p>
北海道開発局 (網走開発建設部)	<p>1 被災時における直轄河川、国道等の公共土木施設の応急復旧</p> <p>2 農業関連施設の応急復旧</p>
札幌管区気象台 (網走地方気象台)	<p>1 気象状況の把握及び情報の提供</p>

\* 一部の機関を掲載

○「指定公共機関」及び「指定地方公共機関」の事務

機関の名称	事務又は業務の大綱
共通事項	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 国民保護業務計画の作成</li> <li>2 組織の整備、訓練</li> <li>3 被災情報の収集及び報告</li> <li>4 管理施設の応急復旧に関する措置の実施</li> <li>5 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施</li> <li>6 国民保護措置に必要な物資及び資材の備蓄</li> </ol>
放送事業者	1 警報、避難の指示（警報の解除及び避難の指示の解除を含む）の内容及び緊急通報の内容の放送
運送事業者	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 避難住民及び緊急物資の運送</li> <li>2 旅客及び貨物の運送の確保</li> </ol>
電気通信事業者	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 避難施設における電話その他の通信設備の臨時の設置における協力</li> <li>2 通信の確保及び国民保護措置の実施に必要な通信の優先的取扱い</li> </ol>
電気事業者	1 電気の安定的な供給
ガス事業者	1 ガスの安定的な供給
日本郵政公社	1 郵便の確保
医療機関	1 医療の確保
公共的施設の管理者	1 道路及び管理施設の適切な管理
日本赤十字社	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 救護への協力</li> <li>2 外国人の安否情報の収集、整理及び回答</li> </ol>
日本銀行	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調整</li> <li>2 銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を通じた信用秩序の維持</li> </ol>

○ 関係機関等の連絡先については、「資料編②」において整理する。